

令和2年度第2回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第二分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和2年10月9日(金)	
委員(敬称略)	第二分科会長 松原 健一 安西法律事務所 弁護士	
	委員	倉井 潔 倉井潔税理士事務所 税理士
	委員	高橋 裕 学校法人専修大学商学部 教授
審議対象期間	令和2年4月1日～令和2年6月30日の間における調達案件	
抽出案件	10件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	10件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等(※書面による質疑応答をまとめたもの)	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり
<p>【審議案件1】 審議案件名 : 令和2～3年度特定接種管理システムに係る運用・保守等業務一式 資格種別 : 「役務の提供等」(「A」「B」又は「C」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、一者応札であり、また再委託を行っているため 発注部局名 : 大臣官房会計課 契約相手方 : パーソナルプロセス&テクノロジー株式会社 予定価格 : 80,094,630円 契約金額 : 80,080,000円 落札(契約)率 : 99.98% 契約締結日 : 令和2年4月1日</p>		
<p>(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、一者応札があったが、金額が折り合わず、不落随契により、パーソナルプロセス&テクノロジー株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.98%である。</p>		
意見・質問		回 答
本案件の選定理由は一者応札で再委託があるとのことでしたが、結果として不落随契となっているように見えますが間違いありませんでしょうか。		ご認識のとおりです。
前回調達システムの設計・開発・運用、今回調達では保守・運用のみで金額が倍増しています。どういう理由によるのでしょうか。予定価格と入札額はどれくらいの差があったのでしょうか。		前回調達時は値引きされた応札額であり、今回調達時は業務実施時に判明した課題に対応するための工数を見込んで予定価格を作成したため、前回と比して大幅な増となりました。 なお、今回の予定価格は72,813,300円(税抜)、最低入札価格は73,000,000円です。 (前回予定価格は38,068,890円(税抜)、最低入札価格は42,000,000円(税抜)) このため、最低入札価格は予定価格に近いものであったことから、適切な予定価格であったと考えています。

<p>予定価格と入札金額は非常に近い金額であることから限界ギリギリの予定価格を立てたと評価して良いとも思いますが、一者応札となった原因はこのことと関係あるのでしょうか。</p>	<p>一者応札とは無関係です。</p>
<p>再委託というのは2,880,000円のみでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>前回調達と同じ2年分の管理保守ですが、なぜ金額が2倍になっているのでしょうか。予定価格の積算根拠が示されていないため、適切かどうかの評価をできません。単価の根拠はわかるものの人月の根拠は示されておりません。業者の見積もりをもとに予定価格を立てる場合は二者以上からとることが推奨されていますが、今回はそのような徴取はされているのでしょうか。添付の見積書は日付からすると不落随契のためのものようで、予定価格の積算のためのものようではありません。</p> <p>十分な期間公告をしており、一者応札は結果として許容されると思います。再委託規模は小さく問題ないと思います。今後は他の者が応札しやすいように、当該システムの外部への周知を継続的に進めて、事前に準備できるようにしてはいかがでしょうか。</p>	<p>・前回調達時は値引きされた応札額であり、今回調達時は業務実施時に判明した課題に対応するための工数を見込んで予定価格を作成したため、前回と比して大幅な増となりました。</p> <p>・予定価格は業者見積りを元に作成しておらず、単価は、「技術者単価一覧表※」の金額を使用しています。（※前年度の各案件の落札業者から徴した請負金額内訳明細書に記載の技術者単価の平均をとったもの）</p> <p>また、工数は前回落札業者から聞き取った工数をベースに見積もっています。2020年3月27日付の見積書は不落随契協議後の見積書なので、予定価格の積算とは無関係です。</p> <p>・次回調達においては、開発した業者以外の業者が入札に参加できるように、当該システムの仕様書を分かりやすく見直すとともに、公告期間をこれまで以上に確保し、業者が入札の機会を逸さないよう、幅広に入札参加に向けた業者への声かけを行っていくこととします。</p>
<p>予定価格の算出について、工数、単価はどのようにして把握したのでしょうか。参考見積を取得したとすれば、どこから、どのようなものなのでしょうか。</p>	<p>予定価格は業者見積りを元に作成しておらず、単価は予定価格調書内訳の注釈に記載のあるとおり、「技術者単価一覧表※」の金額を使用しています。（※前年度の各案件の落札業者から徴した請負金額内訳明細書に記載の技術者単価の平均をとったもの）</p> <p>また、工数は前回落札業者から聞き取った工数をベースに見積もっています。</p>
<p>一者応札の改善策について、披露いただけますでしょうか。</p>	<p>次回調達においては、開発した業者以外の業者が入札に参加できるように、当該システムの仕様書を分かりやすく見直すとともに、公告期間をこれまで以上に確保し、業者が入札の機会を逸さないよう、幅広に入札参加に向けた業者への声かけを行っていくこととします。</p>
<p>【審議案件2】 審議案件名：調査課LANに係る保守及び運用支援等一式 資格種別：「役務の提供等」（「A」「B」又は「C」ランク） 選定理由：総合評価落札方式を実施している案件中、一者応札で、落札率が高いため 発注部局名：大臣官房会計課 契約相手方：株式会社日立製作所 予定価格：700,435,670円 契約金額：700,150,000円 落札(契約)率：99.96% 契約締結日：令和2年3月19日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、1者応札があり、株式会社日立製作所が契約の相手方となった。落札率は99.96%である。</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>この調達も不落随契でしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

<p>新規事業者にとって分かりにくい運用方法だったのですが、説明書等を分かりやすく作れば解消する問題なのでしょうか。そもそもの役割分担などが特殊すぎるといふことなのでしょうか。</p>	<p>入札説明書等の書きぶりをより分かりやすく記載することで新規事業者も入札に参加できるものと思います。また、業者から質問が寄せられた場合には丁寧に回答すること等により、一者応札の解消につなげていきたいと考えています。</p>
<p>前回一者応札の要因及び対応方針として「成果物の納期を緩和した」と記載してありますが今回は入札日が3/13で履行開始時期が3/19でした。これで短くなっているのでしょうか。納入期限が緩和されたのでしょうか。実際に何日くらい緩和したのでしょうか。</p>	<p>本件は不落随契であるため、事業者との随契協議に要した期間により、入札日と契約日（履行開始時期）にズレが生じています。また、前回の調達と比較すると、一部の手順書について「契約後10営業日以内」から「移行業者からの引継ぎ後10営業日以内」に納入期限を緩和し、業者の事務負担軽減を図っています。</p>
<p>前回調達より長い年数の運用保守ですが、なぜ金額が4倍になっているのでしょうか。予定価格の積算根拠が示されていないため、適切かどうかの評価をできません。 単価の根拠はわかるものの人月の根拠は示されておりません。前回調達を参考にした場合は、そのことがわかる資料をつけてください。もし業者の見積もりを取って予定価格を立てる場合は二者以上からとることが推奨されていますが、今回はそのような徴取はされているのでしょうか。添付の見積書は日付からすると不落随契のためのもので、予定価格の積算のためのものでありませぬ。 十分な期間公告をしており、また、規模が極めて大きいため、一者応札は結果として許容されると思います。今後はより小さな企業でも応札しやすいように、分割することができないかも含めて検討していただければと思います。</p>	<p>金額の増加については、機器更改に伴い、運用保守について仕様上の要件を追加したことから作業量が増えたことによるものです。 具体的には、Windows10へのバージョンアップに伴い、年2回程度定期的にOSアップデートを適用する必要が生じ、その際の作業量増が影響しています。 予定価格の積算にあたっての工数については、業者見積りを元に作成しておらず、仕様書の内容を踏まえた、適切な工数を見込んでいます。 次回調達においては、あらためて調達の仕様書及び要件定義書の見直しを行うとともに、公告期間をこれまで以上に確保し、業者が入札の機会を逸さないよう、幅広く入札参加に向けた業者への声かけを行っていくこととします。</p>
<p>予定価格の算出について、工数、単価はどのようにして把握したのでしょうか。参考見積を取得したとすれば、どこから、どのようなものなのでしょうか。</p>	<p>予定価格の積算にあたっての工数については、業者見積りを元に作成しておらず、仕様書の内容を踏まえた、適切な工数を見込んでいます。また、単価については、「技術者単価一覧表※」（※前年度の各案件の落札業者から徴した請負金額内訳明細書に記載の技術者単価の平均をとったもの）の金額を使用しています。</p>
<p>一者応札の改善策について、披露いただけますでしょうか。</p>	<p>次回調達においては、あらためて調達の仕様書及び要件定義書の見直しを行うとともに、公告期間をこれまで以上に確保し、業者が入札の機会を逸さないよう、幅広く入札参加に向けた業者への声かけを行っていくこととします。</p>
<p>【審議案件3】 審議案件名：情報セキュリティコンサルティング等一式 資格種別：「役務の提供」（「A」ランク） 選定理由：総合評価落札方式を実施し、再委託を行っている案件中、最も落札率が高いため 発注部局名：大臣官房会計課 契約相手方：マカフィー株式会社 予定価格：116,754,000円 契約金額：106,856,640円 落札(契約)率：91.52% 契約締結日：令和2年4月1日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、2者応札があり、マカフィー株式会社が契約の相手方となった。落札率は91.52%である。</p>	

意見・質問	回 答
<p>前回一者応札の要因欄では業者への声掛けを強化する旨の記載がありますが、今回は実際に何件くらいに声掛けをしたのでしょうか。</p>	<p>4者に声掛けを行いました。</p>
<p>本件については問題と思われる点は見当たりませんでした。引き続き、将来応札者が増えるよう、当該案件の周知をするなどのご検討をお願いします。</p>	<p>周知について検討します。</p>
<p>予定価格の算出について、工数、単価はどのようにして把握したのでしょうか。参考見積を取得したとすれば、どこから、どのようなものなのでしょうか。</p>	<p>予定価格の積算にあたっては、業者見積りを元に作成しておらず、工数、単価ともに前年度の落札事業者から徴した請負金額明細書に記載されたものをベースに積算しています。なお、工数については、前年度からの仕様の変更内容を加味し、適切な工数を見込んでいます。</p>
<p>【審議案件4】 審議案件名：レセプト情報等の提供に係る支援業務一式 資格種別：「役務の提供等」（「A」「B」又は「C」ランク） 選定理由：一般競争入札を実施している案件中、一者応札であり、再委託をしているため 発注部局名：大臣官房会計課 契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 予定価格：41,831,130円 契約金額：36,190,000円 落札(契約)率：86.5% 契約締結日：令和2年4月1日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが契約の相手方となった。落札率は86.5%である。</p>	
意見・質問	回 答
<p>前回調達から契約金額が2倍以上の金額になっています。仕様が大幅に変更されたのでしょうか。前回調達の落札率はどのくらいだったのでしょうか。仕様があまり変わっていないのであれば、前回の落札額は今回の予定価格の立て方に影響を及ぼしたと思うのですがどのような影響があったのでしょうか。</p>	<p>レセプト情報等の提供に係る申請が増加傾向にあり、かつ提供後に同調達業務で提供した情報を用いて研究した結果の成果物確認まで仕様書で求めているため、申請件数の増加に伴って入札金額も増加しているものと認識しております。</p> <p>なお、前回（昨年度）調達の落札率は42%であり、入札金額が低入札価格調査基準額を下回ったため低入札価格調査を実施した結果、適正な履行が見込めると判断したため契約を締結しました。</p>
<p>前回調達と同じ1年分の契約ですが、なぜ金額が2倍になっているのでしょうか。予定価格の積算根拠が示されていないため、適切かどうかの評価をできません。単価の根拠はわかるものの人月の根拠は示されていません。業者の見積もりをもとに予定価格を立てる場合は二者以上からとることが推奨されていますが今回はそのような徴取はされているのでしょうか。</p> <p>十分な期間公告をしており、一者応札は結果として許容されると思います。再委託規模は小さく問題ないと思います。今後は他の者が応札しやすいように、当該システムの外部への周知を継続的に進めて、事前に準備できるようにしてはいかがでしょうか。</p>	<p>レセプト情報等の提供に係る申請が増加傾向にあり、かつ提供後に同調達業務で提供した情報を用いて研究した結果の成果物確認まで仕様書で求めているため、申請件数の増加に伴って入札金額も増加しているものと認識しております。</p> <p>また、予定価格の算出については、業者の見積書は徴取しておらず、仕様書に基づく想定工数に過去に情報システム関係で落札した業者から徴取した契約金額内訳明細から技術者単価の平均値を算出した積算単価を乗じて積算しております。</p> <p>なお、次回調達においては、改めて調達の仕様書の見直しを行うとともに、公告期間をこれまで以上に確保し、業者が入札の機会を逸さないよう、幅広に入札参加に向けた業者への声掛けを行っていくこととします。</p>
<p>予定価格の算出について、工数、単価はどのようにして把握したのでしょうか。参考見積を取得したとすれば、どこから、どのようなものなのでしょうか。</p>	<p>予定価格の算出については、業者の見積書は徴取しておらず、仕様書に基づく想定工数に過去に情報システム関係で落札した業者から徴取した契約金額内訳明細から技術者単価の平均値を算出した積算単価を乗じて積算しております。</p>

<p>一者応札の改善策について、披露いただけますでしょうか。</p>	<p>一者応札の改善策については、本業務の仕様上、レセプト情報の医学的知識に加え、レセプト情報のデータ配列などの記録仕様や研究環境の機能、セキュリティといった専門的知識が必要であるため、履行体制を確保できる事業者に限りがあるのが現状ではありますが、次回調達においては、改めて調達の仕様書の見直しを行うとともに、公告期間をこれまで以上に確保し、業者が入札の機会を逸さないよう、幅広く入札参加に向けた業者への声かけを行っていくこととします。</p>
<p>【審議案件5】 審議案件名 : DPCデータの提供に係る支援一式 資格種別 : - 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、再委託を行っているため 発注部局名 : 大臣官房会計課 契約相手方 : 株式会社日立製作所 予定価格 : 13,114,035円 契約金額 : 13,090,000円 落札(契約)率 : 99.8% 契約締結日 : 令和2年4月24日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争(最低価格落札方式)を行ったところ、金額が折り合わず、予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約(不落随契)を行ったもの。契約率は、99.8%である。</p>	
<p style="text-align: center;">意見・質問</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p>
<p>開札調書には1回目から3回目まで1,000円ずつ引き下げています。 第1回目の入札金額から丁度3回目で12,000,000円になっており落札する気があるように見えません。予定価格の立て方が限界近くに迫るものだったためなのか、そもそも無理がある金額なのか検証が必要かと思えます。 応札者と価格について何か話をしたのであれば教えてください。</p>	<p>入札では不落となっているものの予定価格と入札金額に大きな乖離は生じておらず、かつ結果的に不落随契で締結しているため、予定価格の積算は適切であると考えます。また、入札前後において応札者と価格について話をしたことは一切ありません。</p>
<p>前回調達と同じ1年分の契約ですが、なぜ金額が2倍になっているのでしょうか。予定価格の積算根拠が示されていないため、適切かどうかの評価をできません。 単価の根拠はわかるものの人月の根拠は示されておりません。業者の見積もりをもとに予定価格を立てる場合は二者以上からとることが推奨されていますが、今回はそのような徴取はされているのでしょうか。</p>	<p>DPCデータの提供に係る申請が増加傾向にあり、かつ提供後に同調達業務で提供した情報を用いて研究した結果の成果物確認まで仕様書で求めているため、申請件数の増加に伴って入札金額も増加しているものと認識しております。 また、予定価格の算出については、業者の見積書は徴取しておらず、仕様書に基づく想定工数に過去に情報システム関係で落札した業者から徴取した契約金額内訳明細から技術者単価の平均値を算出した積算単価を乗じて積算しております。</p>
<p>一者応札・不落から随契になっていますが、予定価格の算出について、工数、単価はどのようにして把握したのでしょうか。参考見積を取得したとすれば、どこから、どのようなものなのでしょうか。</p>	<p>予定価格の算出については、業者の見積書は徴取しておらず、仕様書に基づく想定工数に過去に情報システム関係で落札した業者から徴取した契約金額内訳明細から技術者単価の平均値を算出した積算単価を乗じて積算しております。</p>
<p>一者応札の改善策を披露いただけますでしょうか。</p>	<p>次回調達においては、改めて調達の仕様書の見直しを行うとともに、公告期間をこれまで以上に確保し、業者が入札の機会を逸さないよう、幅広く入札参加に向けた業者への声かけを行っていくこととします。</p>

【審議案件6】

審議案件名 : 届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスのモデル事業に係る運用保守業務一式 (令和2年度)
 資格種別 : 「役務の提供等」(「A」ランク)
 選定理由 : 一般競争入札を実施し、一者応札である案件中、最も契約金額が高く、入札回数が多く、入札方法の妥当性について確認する必要があるため
 発注部局名 : 労働基準局労災管理課
 契約相手方 : 株式会社NTTデータ・アイ
 予定価格 : 101,158,387円
 契約金額 : 100,927,200円
 落札(契約)率 : 99%
 契約締結日 : 令和2年4月1日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社NTTデータ・アイが契約の相手方となった。落札率は99%である。

意見・質問	回 答
<p>工数・単価内訳以外に予定価格の計算根拠はないのでしょうか。複数社からの見積のうち一番低いものをもとに算出とのことですがこれは工数でしょうか、単価でしょうか、あるいはこれらを乗じたものでしょうか。</p>	<p>業者からの見積を参考に作成した資料をもって予定価格を算出しております。また工数、単価ともに一番低いものを採用しております。</p>
<p>本件については問題と思われる点は見当たりませんでした。引き続き、将来応札者が増えるよう、当該案件の周知をするなどのご検討をお願いします。</p>	<p>はい。</p>
<p>予定価格の算出について、各項目の金額はどのようにして把握したのでしょうか。参考見積を取得したとすれば、どこから、どのようなものでしょうか。</p>	<p>業者からの見積を参考に各項目の金額を算出しました。当該見積については、NTTデータ・アイ等、複数者から取得しております。また、業者からの見積において示されている各役務ごとの工数・単価を参考に予定価格を算出しております。</p>
<p>一者応札の改善策について、披露いただけますでしょうか。</p>	<p>役務履行のために必要な工数(人員)の見極めの参考となる情報の開示が必要と考え、保守改修工数の明示に加えて、運用において必要な作業の手順書等を閲覧資料に含め、開示しました。</p>

【審議案件7】

審議案件名 : 高齢労働者安全衛生管理セミナー事業
 資格種別 : 「役務の提供等」(「A」「B」又は「C」ランク)
 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため
 注部局名 : 労働基準局労災管理課
 契約相手方 : 株式会社労働調査会
 予定価格 : 104,575,672円
 契約金額 : 31,799,900円
 落札(契約)率 : 30.4%
 契約締結日 : 令和2年4月13日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、2者応札があり、株式会社労働調査会が契約の相手方となった。落札率は30.4%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回 答
<p>入札額は2者とも低入札調査基準額の税抜額よりも低い額となっていることからすると、予定価格の立て方が実態を反映していないものと想像されます。応募してくる事業者について全くの新規事業者を前提としているのか、すでに当該事業について実績のある業者を前提とするかによって必要な費用が全然違うということだと思いますが、この点についてはルールがあるのでしょうか。</p>	<p>本事業については、令和2年度3月に策定されたエイジフレンドリーガイドラインの広報事業であり、新規事業であるため、予定価は実勢を反映したものではありませんでした。 なお、新規参入事業者を排除しないよう、実績の有無を前提としたルールはありません。</p>

<p>応札した二者がともに低入調査対象の金額での入札をしており、積算根拠のアップデートをする必要があると思います。ご検討をお願いします。</p>	<p>セミナー開催等の費用について想定した積算よりもかなり安価で入札してきたため、実態に即した価格となるよう検討してまいります。</p>
--	--

<p>【審議案件 8】 審議案件名 : 労災特別介護援護事業（宮城労災特別介護施設）令和2年度 資格種別 : 「役務の提供等」（「A」「B」又は「C」ランク） 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、落札率が高く、一者応札のため 発注部局名 : 労働基準局労災管理課 契約相手方 : 一般財団法人労災サポートセンター 予定価格 : 597,370,092円 契約金額 : 597,300,000円 落札(契約)率 : 99.9% 契約締結日 : 令和2年4月1日</p>	
---	--

(調達の概要)
一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、一者応札があり、一般財団法人労災サポートセンターが契約の相手方となった。落札率は99.9%である。

意見・質問	回 答
-------	-----

<p>前回一者応札の要因及び対応方針と今回の一者応札になった要因分析で半分以上同じ文言で、一部言い換えただけのような記載内容となっていますが、この事業の特殊性からは競争性を発揮させるということは困難と考えているという理解で良いでしょうか。</p>	<p>競争性確保のための改善の余地として、外部有識者による検討会にて検討を行いました。過去に入札説明会に参加した事業者等からのヒアリング結果からは更なる要件緩和につながる意見は得られず、これ以上の要件緩和は、介護・看護の質の低下を招く恐れがあるとの結論でした。 更なる要件緩和等による競争性の確保は困難であるものの、引き続き、同種事業を運営する事業者等へヒアリングを行うなどし、一者応札の解消に向けた方策を検討して参ります。</p>
---	---

<p>宮城労災特別介護施設の人員は約50人でしょうか。万一落札できないときは現在の職員はまとめて職場を失うということになるのでしょうか。 このような事業では市場性を発揮させる調達方法に向きの気がしますが他に方法はないのでしょうか。</p>	<p>本事業については、介護、看護、健康管理等の専門知識を有するスタッフが必要であることから、国が実施することは困難であり、必要なスタッフを有している者に委託しているものであるが、民間競争入札である以上、公平な条件で競争をしてもらうこととなります。 現受託者は約50名で事業を実施しており、落札できなかった場合には、当該事業者としては死活問題になると思われる。当該事業者としては、そのような事態となった場合には、他の事業を検討するものと思われます。 ただし、現受託者に雇用されている労働者の雇用不安が生じるおそれがあります。この点に関しては当省としても重大な問題であるため、あらかじめ仕様書上、現受託者が雇用している職員について採用を検討する場合には、国に問い合わせるよう記載しています。</p>
--	--

<p>この事業は他者から応札される可能性はあるのでしょうか。応札者の事業は3つあり、そのうち2つが厚労省からの受託事業です。また、全国一括発注ということで、その規模に応じられる事業者は少ないように思います。 総合評価落札方式で良い提案を募るような案件であるとは思えません。分割して各地方ごとに地元の企業が応札できるようにする、あるいはより簡便な調達方式にするなどを検討しても良いのではないかと思います。</p>	<p>これまで市場化テスト等を通じ行った見直しにより新規事業者の参入障壁となっていた事項（利益の担保、契約期間等）について、可能な限り排除してきたところで、 今後も同種事業を運営する事業者等へヒアリングを行うなどし、一者応札の解消に向けた方策を検討して参りたい。 なお、総合評価落札方式に関して、本事業は①事業実施に当たって必要となる専門的知識及び専門的技術、②効率的な事業実施体制がきわめて重要であるが、仕様書において、傷病・障害の特性に応じた専門的介護の態様等を具体的に全て網羅し示すことは困難です。</p>
--	--

	<p>そのため、最低価格落札方式では評価できない事業者の技術力、運用体制、提案内容等を評価した上で、事業者を選定できるよう、総合評価落札方式により調達を行っています。</p> <p>また、平成23年度より全国の8施設について分割調達を実施しています。</p>
<p>3年に1回の契約ですが、一者応札の改善に関して、正式な公告に先立って、事前の情報発信や情報提供は考えられませんか。</p>	<p>国の予算の制約により、予算の裏付けのない段階で公告等を行うことはできませんが、可能な限り早期の公告を行うこととします。</p>
<p>【審議案件9】 審議案件名：柔道整復療養費の電子化に向けた業務支援一式 資格種別：－ 選定理由：随意契約を実施している案件中、新規の案件であり、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため 発注部局名：保険局 契約相手方：みずほ情報総研株式会社 予定価格：9,637,650円 契約金額：9,556,250円 落札(契約)率：99.16% 契約締結日：令和2年4月13日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争(最低価格落札方式)を行ったところ、金額が折り合わず、予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約(不落随契)を行ったもの。</p>	
意見・質問	回 答
<p>予定価格積算根拠の総時間数は3,375時間ですが、請負金額内訳明細書では660時間です。当該事業に必要な労働時間数の見積がだいぶ違うようですが、どのように見積もったのでしょうか。</p> <p>また、時給が極端に異なるのはどのような差異があるのでしょうか。当該事業に必要な人材について請負業者と厚生労働省で認識に違いがあるようですが、なぜ違いが生じたのでしょうか。</p>	<p>今回、新規の調達案件なので、工数については他局の類似する業務支援の案件を参考に、当該仕様書の内容を加味した上で作成しました。</p> <p>また、時給は人事院の職種別民間給与実態調査を元に算出しましたが、ご指摘を踏まえ、今後は、今回の調達実績を活用することや、参考見積を取得するなどして、予定価格を決定することにしたいと思います。</p>
<p>随契理由を含め、本件については問題と思われる点は見当たりませんでした。次回以降は不落にならないよう、また複数応札があるよう、当該案件の周知をするなどのご検討をお願いします。</p>	<p>入札説明会には10者が参加し、応募も3者ありましたが、入札参加要件(公的保険制度の電子化に関する業務に携わった経験を有すること)の条件を満たしておらず、結果的に一者の応札となりました。</p> <p>ご指摘を踏まえ、今後、検討することしたいと思います。</p>
<p>予定価格の算出について、工数はどのようにして把握したのでしょうか。参考見積を取得したとすれば、どこから、どのようなものなのでしょうか。</p>	<p>今回、新規の調達案件なので、工数については他局の類似する業務支援の案件を参考に、当該仕様書を加味した上で作成しました。また、参考見積は取得していません。</p>
<p>人件費単価について、人事院の調査を前提とすると、利潤を前提としないように思われますが、誤解でしょうか。</p>	<p>人件費単価については、人事院の職種別民間給与実態調査であり、実態にあったものと思っています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、今後は、今回の調達実績を活用することや、参考見積を取得するなどして、予定価格を決定することにしたいと思います。</p>

【審議案件10】

審議案件名 : 企業年金連合会の記録整備等に伴うシステム開発にかかるソフトウェア提供サービス
 資格種別 : -
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため
 (再委託1/2以上)
 発注部局名 : 年金局事業企画課
 契約相手方 : 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
 予定価格 : 922,184,251円
 契約金額 : 922,184,251円
 落札(契約)率 : 100%
 契約締結日 : 令和2年3月25日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>記録管理システム等の著作権はNTTデータに帰属するとありますが、このシステムはNTTデータの所有物でNTTデータに賃料を支払っているものという認識で良いでしょうか。 今回の調達はこのNTTデータのソフトに改変を加えてもらうため賃料が増加するというのでしょうか。</p>	<p>記録管理・基礎年金番号管理システムはNTTデータからサービスの利用について提供されており、そのソフトウェアの著作権については、同社に帰属し、NTTデータに利用料を支払っています。 今回の調達は、NTTデータが作成、変更するソフトウェアを利用するため、新たに利用契約を締結し、令和2年8月から令和5年12月までの間、利用料が発生するという事になります。</p>
<p>平成16年の会計検査院の検査で経費率計算に利用する利子率について指摘を受けているようですが、額利用料計算についてこの指摘については問題なく処理されていますか。</p>	<p>社会保険庁において、会計検査院の指摘の趣旨に沿い、平成18年3月に契約相手方と合意書を交わして、平成17年10月以降新たに使用を開始したソフトウェアの利用料について、アドオン率を用いて利子相当額を算出する処置を講じています。</p>
<p>随契理由は著作権によるものであり、妥当だと思いません。再委託が多いのはシステムのサイズが大きいため不自然ではないということと、再々委託を含め開発陣容が大きく、そのマネジメントにはそれなりの経験のある企業が必要になり、応札者がそれに該当するという事も納得できます。したがって、本件は特に問題と思われる点はありません。</p>	<p>再々委託については、「再委託の適正化を図るための措置」(平成21年4月15日付会発第0415006号)に基づき、契約書に記載を行っており、提出があった申請書について、内容の審査を行っています。 今回の契約については、競争を許さないものであるため、契約を行う業者から見積もりを取得の上、単価、開発工数等について、外部支援業者も含めて、精査作業を行い、見直しを図った上で合意をしています。 なお、単価、開発工数等の妥当性については、外部有識者も委員として構成しているシステム開発委員会及び公共調達委員会で承認をいただき上で、予定価格を算出しています。</p>
<p>著作権の点を前提とすると、随契もやむを得ないと判断しますが、今日的には、このような事態を招くような先行する(過去の)調達が不適切だと思います。</p>	<p>著作権がベンダーに帰属していることの問題は認識しており、現在進めている記録管理・基礎年金番号管理システムの刷新においては、入札を可能とするために著作権が国に帰属する方向で進めています。</p>
<p>再々委託については、どのような規制がありますでしょうか。 また、再委託や再々委託の場合でこれらの企業が中小の場合、予定価格の算定に大企業基準のものを使うと過大になりませんか。考えられる対処方法はありますか(とくに随契の場合)。</p>	<p>再々委託については、「再委託の適正化を図るための措置」(平成21年4月15日付会発第0415006号)に基づき、契約書に記載を行っており、提出があった申請書について、内容の審査を行っています。</p>

予定価格の算出について、工数はどのようにして把握したのでしょうか。参考見積を取得したとすれば、どこから、どのようなものなのでしょうか。

単価については資料が付いておりますが、この方法によること自体の正当性について説明いただけますでしょうか。

今回の契約については、競争を許さないものであるため、契約を行う業者から見積もりを取得の上、単価、開発工数等について、外部支援業者も含めて、精査作業を行い、見直しを図った上で合意をしています。

なお、単価、開発工数等の妥当性については、外部有識者も委員として構成しているシステム開発委員会及び公共調達委員会で承認をいただいた上で、予定価格を算出しています。

単価、開発工数等の妥当性については、外部有識者も委員として構成しているシステム開発委員会及び公共調達委員会で承認をいただいておりますので、正当であると考えております。

JECCの単価（各業者の単価）については、システム開発委員会及び公共調達委員会で承認いただいた単価が割高でないことを比較し、確認するために使用しております。

2 1 都府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
電話03-5253-1111（内7965）